

～離職等によって、住宅を喪失又はそのおそれのある方へ～

住居確保給付金

ご案内

大 阪 市

～ 目 次 ～

1. 住居確保給付金とは	1 ページ
2. 住居確保給付金を受けるための要件は	2 ページ
3. 住居確保給付金の申請に必要な書類は	4 ページ
4. 住居確保給付金の申請から決定までの流れ	5 ページ
(1) 住宅を喪失している方の場合	5 ページ
(2) 住宅を喪失するおそれのある方の場合	8 ページ
5. 住居確保給付金受給中における求職活動等	10 ページ
6. 住居確保給付金支給決定後に常用就職した場合	10 ページ
7. 住居確保給付金支給額を変更する場合	10 ページ
8. 住居確保給付金を停止する場合	11 ページ
9. 住居確保給付金の支給を中断・再開する場合	11 ページ
10. 住居確保給付金を中止する場合	11 ページ
11. 住居確保給付金を返還していただく場合	12 ページ
12. 住居確保給付金の支給期間を延長する場合	12 ページ
13. 住居確保給付金の再支給について	12 ページ
○ 住居確保給付金支給申請書（様式 1-1）〔記入例〕	13 ページ
○ ご相談・お問合せ先	14 ページ

1. 住居確保給付金とは

離職または自営業の廃業（以下「離職等」といいます。）又は、個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少（以下「やむを得ない休業等」といいます。）により経済的に困窮し、住宅を喪失した方または喪失するおそれのある方で、常用就職（期間の定めのない労働契約または期間の定めが6月以上の労働契約による就職）に向けた意欲があり、求職活動を誠実に実施する方に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、住宅および就労機会の確保に向けた支援を行います。

◎支給額：下記の金額を上限として、家賃の実費分について支給します。
(共益費・管理費等は含まれません。申請者の自己負担となります。)

※大阪市の場合、下記の金額が支給額の上限です。

世帯人数	支給上限額
単身世帯（1人）	40,000円
複数世帯（2人）	48,000円
//（3～5人）	52,000円
//（6人）	56,000円
//（7人以上）	62,000円

世帯の収入状況が基準額（2ページ⑤）を超える場合は、次の計算式により算出される金額が支給額となります。

$$\text{支給額} = \text{家賃額} - (\text{月の世帯収入} - \text{基準額})$$

★ 次のことにご注意ください。

住宅を喪失している方（これから賃貸住宅をお探しになる方）

- ・上記金額の範囲内の家賃の住宅を探していただく必要があります

住宅を喪失するおそれのある方（賃貸住宅にお住まいの方）

- ・現在ご契約の家賃金額が、上記金額を超えている場合、超えた金額については、申請者の自己負担となります。

◎支給期間：原則3か月

- ★ ただし、求職活動等（10ページ参照）を誠実に実施している方については、3か月ごとに最長9か月まで延長することがあります。
⇒ 以前に支給を受けたことがあっても、再支給の申請ができる場合があります。（12ページ「12. 住居確保給付金の再支給について」）

◎支給方法：貸主等の口座へ直接振込みます。

◎支給日：支給対象月分を、前月の末日（12月は28日）に支給します。
(支給日当日が、土・日・祝日の場合は前日)

【基本例】5月分住居確保給付金 → 4月30日支給
(5月分家賃相当分)

- ★ ただし、初回支給分は事務の手続きの関係上、遅れて支給される場合があります。
- ★ 公営住宅の場合は、支給対象月分を当月の最終開庁日の前開庁日に支給します。

2. 住居確保給付金を受けるための要件および支給額

申請時には、以下の①～⑧のすべてに該当する方が対象となります。

- ① 離職等又は、やむを得ない休業等により経済的に困窮し、住宅を喪失している又は喪失するおそれがあること
※申請者及び申請者と同一の世帯に属する方のいずれもが、申請者が居住可能な住宅を所有していないこと。
- ② 申請日において、離職等の日から2年以内の方、又は、就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること
※離職には、事業を行う個人の当該事業の廃止も含まれます。廃業届等、廃業したことを確認できる書類をご用意ください。
- ③ 離職等又は、やむを得ない休業等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと
※離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により申請時においては主たる生計維持者となっている場合も対象となります。
- ④ ハローワークへの求職申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職（※）を目指した求職活動等を行うこと（10ページの「5.住居確保給付金受給中における求職活動等」参照）
※「住居確保給付金」における「常用就職」とは、期間の定めのない労働契約または期間の定めが6月以上の労働契約による就職をいいます。
- ⑤ 申請日の属する月における申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の収入の合計が、下記の金額の範囲内であること

区分	基準額	収入基準額
単身世帯	84,000円	左記基準額 + 家賃額 (家賃額は本市生活保護の住宅扶助基準額※を上限とします) (収入が基準額を超え収入基準額以下の場合は一部支給となります)
2人世帯	130,000円	
3人世帯	172,000円	
4人世帯	214,000円	
5人世帯	255,000円	
6人世帯	297,000円	
7人世帯	334,000円	
8人世帯	370,000円	
9人世帯	407,000円	

※大阪市における生活保護住宅扶助基準額

世帯人数	1人	2人	3人～5人	6人	7人以上
扶助基準額	40,000円	48,000円	52,000円	56,000円	62,000円

⑥ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の金融資産の合計が次の金額以下であること

世帯人数	金融資産の上限額
単身世帯	504,000円
2人世帯	780,000円
3人以上世帯	1,000,000円

⑦ 「国の雇用施策による給付等」及び「地方自治体等が実施する類似の給付等」を申請者及び申請者と同一の世帯に属する方が受けていないこと

※上記の給付等を同時に利用することはできませんが、給付等の終了後に利用することは可能です。

※各区社会福祉協議会で受け付けている「生活福祉資金」「臨時特例つなぎ資金」は含みません。

【例】

雇用施策による給付等とは…

- ・職業訓練受講給付金 など

地方自治体等が実施する類似の給付等とは…

- ・生活保護、中国残留邦人等支援給付、新婚世帯向け家賃補助 など

⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する方のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと

具体的対応

- ・暴力団員でないこと、また、暴力団員にならないことの誓約を求めるとともに、暴力団員該当性の確認のため官公署に調査を囑託することの同意を求めます。
- ・申請者等又は受給者等が暴力団員であることが疑われる場合は警察署へ情報提供を依頼します。
- ・入居住宅の不動産媒介業者等が暴力団員等と関係を有すると疑われる場合は、警察署へ情報提供を依頼します。

※外国人の方については、適法に日本に滞在し、活動に制限を受けない永住、定住等の在留資格を有する方が支給対象者となります。具体的な在留資格等は、次のとおりです。

- ・「出入国管理及び難民認定法」（以下「入管法」）別表第2（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）の在留資格を有する方
- ・「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」の特別永住者
- ・入管法上の認定難民

3. 住居確保給付金の申請に必要な書類は

まず、住居確保給付金対象者の要件（2・3ページ参照）に適合しているか審査する必要がありますので、次の書類を、住宅（又は入居予定の住宅）のある区の自立相談支援機関（14ページ参照）に提出してください。

※各提出書類の写しについては、確認のため自立相談支援機関に原本をご提示ください。

※一度提出いただいた申請書類は、理由の如何に関わらず返却できません。

※申請者の状況等により、次の書類以外の書類を提出いただく場合があります。

住居確保給付金支給申請書（様式1-1） ★各区の自立相談支援機関にあります。

- ・印鑑

住居確保給付金申請時確認書（様式1-1A） ★各区の自立相談支援機関にあります。

本人確認ができる書類 ★次のいずれか（顔写真が無い書類の場合は2点）の写しが必要です。

- ・運転免許証、住民基本台帳カード、旅券、健康保険証、住民票、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書、各種福祉手帳（身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者福祉手帳等）、年金手帳、戸籍謄本等

離職等又は、やむを得ない休業等となったことが確認できる書類

- ・2年以内に離職又は廃業したことが確認できる書類（離職票等）の写し
- ・申請日において就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し

申請日の属する月の収入が確認できる書類

- ・申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の収入が確認できる書類（給与明細・金融機関の通帳等）の写し【収入の変動がある場合は、直近3か月分がわかるもの】
※雇用保険の失業給付、児童扶養手当、年金等の公的給付も収入に含まれます。

金融資産が確認できる書類

- ・申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の金融資産（預貯金額等※）が確認できる書類（金融機関の通帳等）の写し等
※預貯金及び現金をいいます。なお、債券、株式、投資信託、生命保険、個人年金保険等は含みません。負債がある場合、金融資産と相殺はしません。

求職申込みが確認できる書類

- ・求職受付票（ハローワークカード）の写し
- ・「求職申込み・雇用施策利用状況確認票（参考様式2）」

※この用紙は、自立相談支援機関の窓口でお渡ししますので、住所地の管轄のハローワークで必要事項を記入してもらってください。なお、先にハローワークで記入済の場合は、その用紙を提出してください。

入居（予定）住宅関係書類

◎住宅を喪失されている方

- ・「入居予定住宅に関する状況通知書（様式2-1）」※2

◎住宅を喪失するおそれのある方

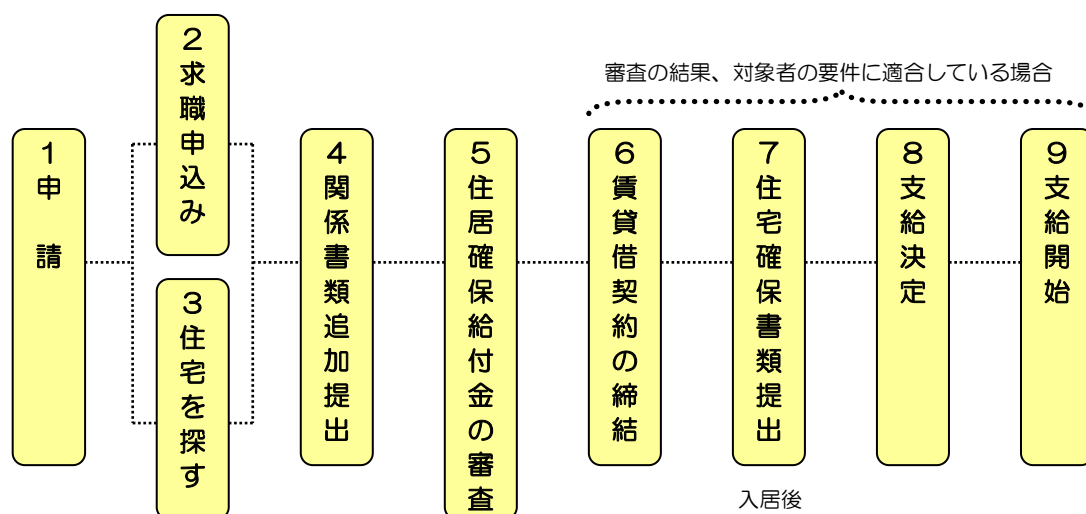
- ・現在お住まいの住宅の「賃貸借契約書」の写し
- ・「入居住宅に関する状況通知書（様式2-2）」※3

※2・3 「入居予定住宅に関する状況通知書（様式2-1、様式2-2）」は、申請書受理後に窓口でお渡ししますので、貸主又は不動産媒介業者等に必要事項を記入してもらってください。

※上記のほか、「自立相談支援事業」及び「総合就職サポート事業」の利用申込みが別途必要となります。詳しくは、自立相談支援機関（14ページ参照）までお問い合わせください。

4. 住居確保給付金の申請から決定までの流れ

(1) 住宅を喪失している方の場合



1. 申請

◆必要書類（4 ページ参照）を『新たに住宅を確保しようとする』区の自立相談支援機関へ提出してください。

※「住居確保給付金支給申請書（様式 1-1）」（以下「申請書等（様式 1-1）」）および「住居確保給付金申請時確認書（様式 1-1A）」が提出され受理されますと、次の用紙をお渡しします。

- ・「求職申込み・雇用施策利用状況確認票（参考様式 2）」⇒ ハローワーク提示用
 - ・「申請書（様式 1-1）」の写し
 - ・「入居予定住宅に関する状況通知書（様式 2-1）」
- ⇒ 不動産媒介業者等提示用

※上記のほか、「自立相談支援事業」及び「総合就職サポート事業」（この事業では就労に向けた支援を行います）の利用申込みが別途必要となります。

2. 求職申込み等

◆管轄のハローワークにて求職申込みを行ったうえ、「求職申込み・雇用施策利用状況確認票（参考様式 2）」に、求職申込み・雇用保険の利用状況・雇用施策の利用状況について記入してもらってください。

3. 住宅を探す

◆住宅を見つける必要がありますので、不動産媒介業者等に「申請書（様式 1-1）」の写しを提示して、当該業者等を介して住宅を探してください。

注意！

住居確保給付金の上限額以内（1 ページ参照）の家賃（共益費・管理費等は含まれません。）の住宅に限りますのでご注意ください。

- ◆住宅が見つければ、貸主又は不動産媒介業者等に「入居予定住宅に関する状況通知書（様式2-1）」を記入してもらってください。

4. 関係書類の追加提出

- ◆前記2・3で記入してもらった次の書類を、区の自立相談支援機関に提出してください。
 - ・「求職申込み・雇用施策利用状況確認票（参考様式2）」
 - ・「入居予定住宅に関する状況通知書（様式2-1）」

5. 住居確保給付金の審査

- ◆住居確保給付金の申請に必要な書類（4ページ参照）がすべて提出された段階（※）で住居確保給付金対象者の要件に適合しているかの審査を行います。

※住居確保給付金支給申請書（様式1-1）の提出から30日以内に申請に必要な書類をすべて提出してください。期限内に必要な書類をすべて提出いただけない場合、申請は無効とします。なお、ご提出いただいた申請書類は返却できませんので、再度申請される場合は、申請に必要な書類（4ページ参照）はあらためて提出していただく必要があります。

申請内容が適正である場合

「住居確保給付金支給対象者証明書」を交付するとともに「住宅確保報告書（様式5）」（※）の用紙をお渡しします。

※「住宅確保報告書（様式5）」

不動産媒介業者等で住宅を探し、住宅を確保した場合に必要な書類です。

支給が認められない場合

「住居確保給付金不支給決定通知書」を交付します。

この場合、住宅を確保した貸主又は不動産媒介業者等に「住居確保給付金不支給決定通知書」を提示し、賃貸借契約を締結できない旨を申し出てください。（区の自立相談支援機関からも当該業者等に連絡させていただきます。）

6. 賃貸借契約の締結

- ◆「入居予定住宅に関する状況通知書（様式2-1）」を記入してもらった不動産媒介業者等に対して、「住居確保給付金支給対象者証明書」を提示し、賃貸借契約を締結してください。

※敷金・礼金等の初期費用の捻出が困難な方や住居確保給付金受給期間中の生活費にお困りの方で、各区社会福祉協議会で受け付けている「生活福祉資金（総合支援資金貸付）」や「臨時特例つなぎ資金貸付」の利用をご希望される場合は、各区社会福祉協議会（*）までお問い合わせください。

*所在地・電話番号は別紙参照のうえお問い合わせください。

※審査の結果、貸付が不承認となった場合は、住宅の初期費用がまかなえないため、原則として住居確保給付金の申請は取り下げいただくこととなります。

7. 住宅確保書類の提出（入居後）

◆住宅に入居されてから7日以内に、次の書類を区の自立相談支援機関に提出してください。（先に居住地の変更をお済ませください。）

- 「住宅確保報告書（様式5）」
- 「賃貸借契約書」の写し
- 新住所における住民票の写し

※提出しなければ、住居確保給付金は支給されませんので必ず提出してください。

8. 支給決定

◆上記の必要書類が提出されれば、次の書類をお渡しします。

- 「住居確保給付金支給決定通知書」 ⇒ ご本人が保管しておいてください。
 - 「住居確保給付金支給決定通知書」の写し ⇒ 不動産媒介業者等に提出してください。
 - 「職業相談確認票（参考様式6）」
 - 「住居確保給付金常用就職活動状況報告書（参考様式7）」
 - 「常用就職届（様式6）」 ⇒ 常用就職した際に提出してください。
- } 住居確保給付金受給中の
⇒ 求職活動時に必要です。

9. 支給開始

◆入居に際して「初期費用として支払いを要する月分の賃料」の翌月以降の月分から支給します。

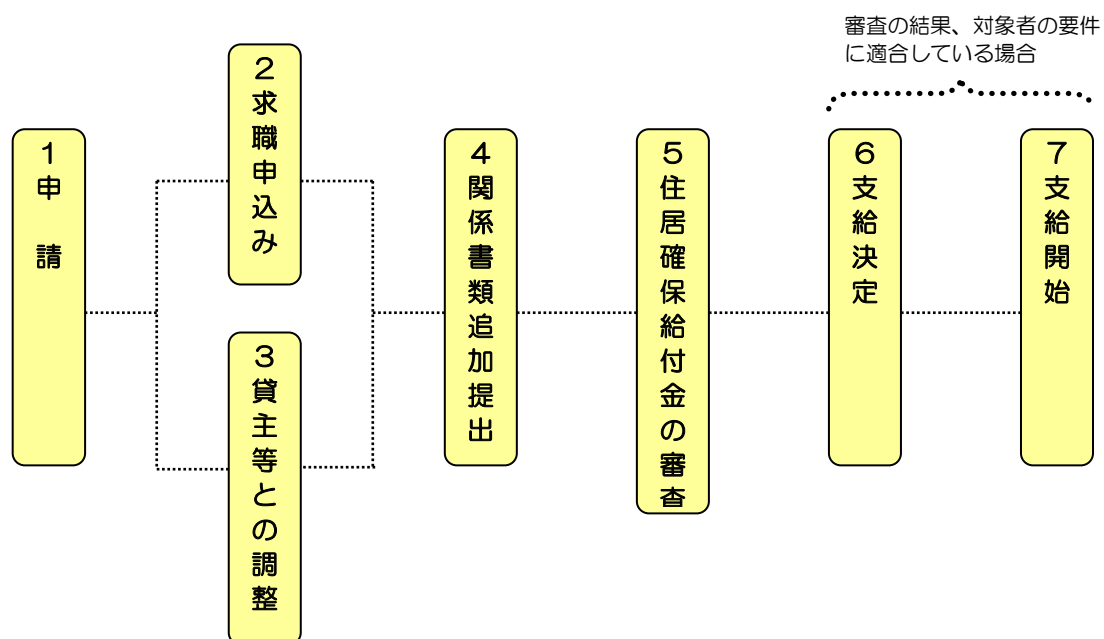
【例】

1月15日に入居する方が、初期費用として1月分家賃（日割り）と2月分家賃を前払いした場合、3月分以降分の家賃から支給します。

（支給日等は1ページを参照してください。）

(2) 住宅を喪失するおそれのある方の場合

※ 住宅を喪失するおそれのある方とは、現在賃貸住宅にお住まいの方で、今後家賃の支払いが困難と認められる方です。



1. 申請

◆必要書類（4ページ参照）をお住まいの区の自立相談支援機関へ提出してください。

※「住居確保給付金支給申請書（様式1-1）」（以下「申請書等（様式1-1）」）および「住居確保給付金申請時確認書（様式1-1A）」が提出され受理されますと、次の用紙をお渡しします。

- ・「求職申込み・雇用施策利用状況確認票（参考様式2）」⇒ ハローワーク提示用
 - ・「申請書（様式1-1）」の写し
 - ・「入居住宅に関する状況通知書（様式2-2）」
- ⇒ 不動産媒介業者等提示用

※上記のほか、「自立相談支援事業」及び「総合就職サポート事業」（この事業では就労に向けた支援を行います）の利用申込みが別途必要となります。

2. 求職申込み等

◆管轄のハローワークにて求職申込みを行ったうえ、「求職申込み・雇用施策利用状況確認票（参考様式2）」に、求職申込み・雇用保険の利用状況・雇用施策の利用状況について記入してもらってください。

3. 貸主又は不動産媒介業者等との調整

◆貸主又は不動産媒介業者等に「入居住宅に関する状況通知書（様式2-2）」を記入してもらってください。

4. 関係書類の追加提出

- ◆前記 2・3 で記入してもらった書類を区の自立相談支援機関に提出してください。
 - ・「求職申込み・雇用施策利用状況確認票（参考様式2）」
 - ・「入居住宅に関する状況通知書（様式2-2）」

5. 住居確保給付金の審査

- ◆住居確保給付金の申請に必要な書類（4 ページ参照）がすべて提出された段階で住居確保給付金対象者の要件に適合しているかの審査を行います。

※住居確保給付金支給申請書（様式 1-1）の提出から30日以内に提出してください。期限内に必要な書類をすべて提出いただけない場合、申請は無効とします。なお、ご提出いただいた申請書類は返却できませんので、再度申請される場合は、申請に必要な書類（4 ページ参照）はあらためて提出していただく必要があります。

申請内容が適正である場合

下記、6. 支給決定により「住居確保給付金支給決定通知書」を交付します。

支給が認められない場合

「住居確保給付金不支給決定通知書」を交付します。

この場合、貸主又は不動産媒介業者等に「住居確保給付金不支給決定通知書」を提示し、住居確保給付金を受給できない旨を申し出てください。（区の自立相談支援機関からも貸主又は不動産媒介業者等に連絡させていただきます。）

6. 支給決定

- ◆支給が認められた方には、次の書類をお渡しします。
 - ・「住居確保給付金支給決定通知書」 ⇒ ご本人が保管しておいてください。
 - ・「住居確保給付金支給決定通知書」の写し ⇒ 不動産媒介業者等に提出してください。
 - ・「職業相談確認票（参考様式6）」
 - ・「住居確保給付金常用就職活動状況報告書（参考様式7）」
 - ・「常用就職届（様式6）」 ⇒ 常用就職した際に提出してください。

} ⇒ 住居確保給付金受給中における
求職活動時に必要です。

7. 支給開始

- ◆基本的に申請日の属する月の翌月以降の月分の賃料から支給します。

【例】

4月15日に申請が受理された場合、5月分の家賃から支給します。

（支給日等は1 ページを参照してください。）

※住居確保給付金受給期間中の生活費にお困りの方で、各区社会福祉協議会で受け付けている「生活福祉資金（総合支援資金貸付）」の利用をご希望される場合は、各区社会福祉協議会（*）までお問い合わせください。

*所在地・電話番号は別紙参照のうえお問い合わせください。

5. 住居確保給付金受給中における求職活動等

住居確保給付金の支給が決定されますと、「ハローワークの利用、区自立相談支援機関等の支援員の助言」等により、常用就職に向けた求職活動等を行っていただく必要があります。

具体的には、次のとおりです。受給者の義務ですので、必ず行ってください。

これを怠る場合は、住居確保給付金の支給を中止します。

A 毎月2回以上、ハローワークの職業相談を受けていただく必要があります。

活動時には、支給決定時にお渡しした「職業相談確認票(参考様式6)」をハローワークに持参してください。

B 毎月4回以上、総合就職サポート事業者の支援員による面接等の支援を受けていただく必要があります。

面接時には、「職業相談確認票(参考様式6)」を持参し、ハローワークにおける職業相談状況を報告していただくとともに、その他の求職活動等の状況を「住居確保給付金常用就職活動状況報告書(参考様式7)」により報告していただきます。

C 毎週1回以上、求人先へ応募を行うか、求人先の面接を受けていただく必要があります。

「住居確保給付金常用就職活動状況報告書(参考様式7)」により報告していただきます。

※やむを得ない休業等にある者については副業や転職を視野に入れた職業相談をハローワークや総合就職サポート事業者と受けていただきます。(上記Bについてのみ、行ってください)

上記のほか、受給者の状況に応じて支援プランを策定しますので、自立相談支援機関の支援員から指示があれば、公共職業安定所の「生活保護受給者等就労自立促進事業」や、総合就職サポート事業の支援員の支援等を受けていただく必要があります。

6. 住居確保給付金支給決定後に常用就職した場合

住居確保給付金の支給決定後、常用就職(期間の定めのない労働契約または期間の定めが6月以上の労働契約による就職)をされた場合は、「常用就職届(様式6)」および雇用形態を確認できる書類(採用証明書、雇用契約書等)を区の自立相談支援機関へ提出していただく必要があります。

その際には、就労収入額が確認できる書類についても、「常用就職届(様式6)」を提出した月以降、毎月提出していただきます。

常用就職により、住居確保給付金が支給中止となる収入要件を超える就労収入が得られた場合、その収入が得られた月の翌月以降の家賃相当分から支給を中止します。

【収入基準額】(4人以上の世帯は2ページ⑤をご覧ください。)

単身世帯	⇒	84,000円に家賃額(住居確保給付金基準額が上限)を加えた額
2人世帯	⇒	130,000円に家賃額(住居確保給付金基準額が上限)を加えた額
3人世帯	⇒	172,000円に家賃額(住居確保給付金基準額が上限)を加えた額

7. 住居確保給付金支給額を変更する場合

次の場合、住居確保給付金の支給額を変更しますので申し出てください。

◆住居確保給付金受給中に家賃が変更となった場合

- ◆申請時に収入があり、住居確保給付金の支給額が一部支給（※）となっている方が、住居確保給付金受給中にその収入が基準額（2ページ⑥）以下に減少した場合。

（※）一部支給とは、収入があり月ごとの家賃額の一部が支給される方をいいます。

- ◆借主の責によらず転居せざるを得ない場合または自立相談支援機関等の指導により、本市内での転居が適当である場合

8. 住居確保給付金を停止する場合

次の場合、住居確保給付金の支給を停止しますので、区の自立相談支援機関に申し出てください。

- ◆住居確保給付金受給中に、雇用施策の「職業訓練受講給付金」を受給することとなった場合

なお、「職業訓練受講給付金」の終了後、住居確保給付金の受給再開が可能です。再開を希望される場合についても区の自立相談支援機関に申し出てください。

9. 住居確保給付金の支給を中断・再開する場合

次の場合、住居確保給付金の支給を中断しますので、区の自立相談支援機関に申し出てください。

- ◆疾病又は負傷により求職活動を行うことが困難となった場合

医師の診断書等により求職活動が困難である旨、申し出てください。中断期間中は、原則として毎月1回、体調及び生活状況について報告をいただきます。なお、心身の回復後に求職活動を再開する場合は、住居確保給付金の支給再開が可能です。

10. 住居確保給付金を中止する場合

次の場合、住居確保給付金の支給を中止します。

- ◆住居確保給付金受給中の義務（10ページ「5.住居確保給付金受給中における求職活動等」参照）を怠った場合
- ◆生活保護受給者等就労自立促進事業の候補者に選定された、又は総合就職サポート事業の支援を受けるよう指示されたにも関わらず、正当な理由なく事業への参加、支援の継続を拒む場合
- ◆ハローワークで行う「求職者支援制度」による職業訓練の受講申込可能者が申込を拒む場合
- ◆受給中に常用就職した後、常用就職及び就労収入の報告を怠った場合
- ◆本人の責によって住宅を退去した場合
⇒ 退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止します。
- ◆禁錮刑以上の刑に処された場合
- ◆住居確保給付金受給者又は受給者と同一の世帯に属する方が暴力団員と判明した場合
- ◆住居確保給付金受給者が生活保護費を受給した場合
- ◆住居確保給付金受給者の死亡など、支給することができない事情が生じた場合

◆3ページに記載する「雇用施策による給付等」又は「地方自治体等が実施する類似の給付又は貸付等」を利用した場合

※各区社会福祉協議会で受け付けている「生活福祉資金」「臨時特例つなぎ資金」は含みません。
※雇用施策の「職業訓練受講給付金」を受給した場合は、停止となります。

11. 住居確保給付金を返還していただく場合

住居確保給付金を受給中または受給後に、虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、すでに受給した住居確保給付金の全額又は一部について受給者に返還を求めるとともに、以降の住居確保給付金も中止します。

12. 住居確保給付金の支給期間を延長する場合

住居確保給付金受給期間中の求職活動等（10ページ）にある求職活動等を、誠実にやっている場合は3か月ごとに最長9か月まで延長することがあります。

延長申請時には改めて、支給要件（2ページの「2.住居確保給付金を受けるための要件は」）審査を受けていただく必要があります。

※ 延長申請を行う場合は、延長申請月の収入、金融資産が確認できる書類の再提出が必要です。

13. 住居確保給付金の再支給について

住居確保給付金の支給を受けて常用就職（期間の定めのない労働契約または期間の定めが6月以上の労働契約による就職）した後に、新たに解雇（本人の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く。）されたことにより、住居確保給付金の支給要件（2ページの「2.住居確保給付金を受けるための要件は」）に該当される方には、住居確保給付金を再支給することができます。

再支給の申請には、次の書類の提出が必要です。

常用就職であったことを確認できる書類

- ・雇用契約書等の写し

解雇されたことを確認できる書類

- ・離職票等の写しなど、解雇理由の詳細が確認できる書類

ただし、住居確保給付金受給中に、下記の理由で中止になった方は除きます。※

- ◆求職活動等の怠り
- ◆生活保護受給者等就労自立促進事業又は総合就職サポート事業への参加、支援を正当な理由なく拒否した
- ◆職業訓練の受講申込可能者が申込を拒んだ
- ◆受給中に常用就職した後、常用就職及び就労収入の報告を怠った
- ◆正当な理由のない住宅からの退去
- ◆不適正受給
- ◆禁錮刑以上の刑に処された
- ◆受給者又は受給者同一の世帯に属する方が暴力団員と判明した

※ 住居確保給付金が実施される前の制度である「住宅手当緊急特別措置事業」もしくは「住宅支援給付事業」において、上記理由で支給中止となった方についても、住居確保給付金の支給を申請することはできません。

(記入例)

様式第一号(第十三条関係)(表面)

(様式1-1)(表面)

生活困窮者住居確保給付金支給申請書					
フリガナ	オオサカ タロウ				
①氏名	大阪 太郎				
②生年月日	昭和・平成・令和	〇〇年	〇〇月	〇〇日	満(〇〇)歳
③電話番号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇			④性別	男・女
申立事項	⑤次の(1)又は(2)の場合であること(いずれか該当する方に記載)				
	(1) 離職等の場合				
	離職等の時期	令和〇〇年〇〇月〇〇日			
	離職等した事業所	〇〇株式会社 〇〇支店			
	(2) 第3条第2号に規定する場合				
	給与その他の業務上の収入を得る機会の減少の状況	〇〇区で〇〇年より飲食店を自営していたが、コロナウイルスの影響により来客が激減し、売り上げが大幅に減少した。			
	⑥離職等前に世帯の生計を主として維持していたこと又は申請月において維持していること				
	離職等前の雇用状況等、世帯の生計の維持にかかる状況	〇〇年〇〇月から〇〇株式会社に勤務し、離職するまで世帯主として生計を維持していた。			
	⑦次の(1)又は(2)のいずれかに該当していること(いずれか該当する方に記載)				
	(1) 住居を喪失していること				
住居を喪失した時期	令和〇〇年〇〇月〇〇日				
喪失した住居の住所	大阪市〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号 △△マンション 〇号室				
現在の状況	〇〇〇〇				
(2) 住居を喪失するおそれがあること					
現在の住所	大阪市〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号 △△マンション 〇号室				
住居の家主等	〇〇 〇〇				
喪失するおそれのある住居の家賃額	〇〇, 〇〇〇円				
現在の収入状況等、住居喪失のおそれがある理由、状況等	貯え等が少なく、今後の家賃が払えない状況であるため				
⑧申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること					
フリガナ	オオサカ タロウ	オオサカ ハナコ			
氏名	大阪 太郎	大阪 花子			合計
続柄	本人	妻			
性別	男	女			
生年月日	昭和〇年〇月〇日	昭和〇年〇月〇日			
収入(月額)	〇〇円	〇〇円	円	円	
預貯金等	〇〇円	〇〇円	円	円	
※申請日の属する月の収入(月額)が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月間の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。					
<p>上記の申立事項に相違なく、生活困窮者自立支援法施行規則(以下「則」という。)第13条の規定により、必要書類を添えて生活困窮者住居確保給付金(以下「住居確保給付金」という。)の支給を申請します。</p> <p>私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で、則第4条第1項第2号に規定する都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。</p> <p>また、裏面の注意事項について、同意します。</p> <p style="text-align: center;">令和〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p style="text-align: center;">大 阪 市 長 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名 大阪 太郎 印</p>					

住宅喪失の方

住宅を喪失するおそれのある方

ご相談・お問い合わせ先

発行

大阪市福祉局生活福祉部自立支援課
電話:06-6208-7959